

特定記念事業にかかる寄附金控除手続きに関するご案内

法人の方へ

法人（団体を含む）からの特定記念事業にかかる募金には、すべて所定の領収書を送付いたします。お振り込みの際、領収書宛名や送付先などを事務局にお知らせください。

その後、所定の手続きにより控除を受けてください。

個人の方へ

1 確定申告をされる方

お振り込みの際その旨を事務局にお知らせください。所定の領収書を送付させていただきます。

2 確定申告をされない方

ふるさと納税ワンストップ特例の適用を希望される方は、別途申請用紙を送付させていただきますので、お振り込みの際その旨を事務局にお知らせください。

<ふるさと納税（※）ワンストップ特例制度>

確定申告をする必要のない給与所得者等については、寄附先団体に特例の申請をすることにより、寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みです。

※ ふるさと納税とは「県に対する個人からの寄附全般（金銭に限らず物品も含む）」を指します。県立学校への寄附も対象となります。

〔対象となる方〕

- ① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者であること
ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない方が対象です。
- ② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者であること
その年の1月1日から12月31日までの間に、ふるさと納税をされる自治体の数が5団体以内と見込まれる方が対象です。
- ◇ 5団体を超える自治体へふるさと納税をした方または確定申告を行う方が寄附金控除を受けるためには、引き続き確定申告の手続きが必要です。

所定の領収書につきましては、熊本国税局の承認を得てからの発送になります。

なお、確定申告をされる方以外は金融機関の領収書をもって本会の領収書に代えさせていただきますのでご了承ください。

お問い合わせ先

ご不明な点は、事務局までお問い合わせください。

川内高等学校可愛山同窓会館内

Tel・Fax（兼用）0996-20-2031

e-mail : s-enoyama@sgr.bbiq.jp